

平成23年1月14日

国土交通省 東京航空局

朝日航洋（株）に対する業務改善勧告について

平成22年12月17日、朝日航洋(株)運航のヘリコプター（アエロスパシアル式AS332型）が機外荷物吊り下げ装置を使用した物資輸送中に、福井県大飯郡おおい町の山中及び付近海上に相次いで荷物を落下させる事案が発生しました。

本事案に関し、東京航空局では航空法第134条の規定（報告徴収及び立入検査）に基づき12月21日、22日及び24日に同社への立入検査を実施しました。

その結果、以下の不適切な事項が確認されたことから、本日、東京航空局長から同社社長あて業務改善勧告を行い、改善を求めることとしましたので、お知らせいたします。

- ①過去に同様な荷物落下事案が発生させていたにもかかわらず十分な再発防止策を講じていなかったこと。
- ②製造者の技術資料に基づく荷物落下の防止措置が適切に講じられていなかったこと。
- ③事案発生時の社内連絡体制が適切に機能せず、最初の荷物落下事案に対する迅速な措置がなされなかったため、結果として荷物落下の再発を招いてしまったこと。
- ④地上作業員に対する教育訓練等が不適切であったこと。

問い合わせ先

東京航空局保安部航空事業安全監督官

電話 03-5275-9292（代表）

担当 前任航空事業安全監督官 小松 茂 （内線7710）

航空事業安全監督官 大橋 敏聡 （内線7712）

（直 通） 03-5275-9307

（FAX） 03-5216-5571

※代表電話の交換業務は、08:30～17:45です。

この時間帯以外は、恐れ入りますが直通で問い合わせ下さい。